



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL: 03-5350-7435 FAX: 03-5350-7436

《会計・税務の知識》

武富士贈与税裁判 最高裁判決

消費者金融大手「武富士」の創業家をめぐる贈与税裁判について、最高裁の判決が先頃2月18日に下されました。結果は、国側の敗訴。これにより、延滞税等を含めていったん納付していた贈与税およそ約1600億円に利子約400億円を加えた約2千億円が、創業家長男に還付されることとなりました。還付金の巨額さもさることながら、この判決には「租税法主義」という、税務行政への重要なメッセージが込められていました。

1. 当時は有効だった贈与税回避スキーム

実際に贈与があったのは1999年。武富士元会長らが所有するオランダの会社の株式を、その長男に贈与しました。オランダの会社は武富士の株式およそ1600万株を所有する会社です。長男は香港在住でした。つまり、武富士株をオランダ会社を器として、香港に在住する長男に贈与したことになります。「オランダ法人を介在させて、国内財産たる本件会社株式の支配を、武富士会長らが、その子である上告人に無償で移転したという至って単純な図式のものである。」(判決文より)

当時の相続・贈与税法によると、財産取得時に贈与を受ける者の住所が国内にない場合は、取得財産が国内財産である場合にのみ、贈与税の納税義務を負うこととされていました。

よって、オランダの会社の株式(国外財産)を住所が国内にない香港在住の長男が贈与を受けた場合には、贈与税がかからないこととなります。

2. 国の主張と租税法主義

国は長男の住所は香港ではなく日本であると主張しました。香港の居宅は租税回避のための仮住まいであり、日本に住所を有していたと争いました。

「贈与税回避を可能にする状況を整えるために香港に出国するものであることを認識し、国内での滞在日数が多くなり過ぎないように滞在日数を調整していたと認められるから、香港での滞在日数と日本での滞在日数を比較して、その多寡で住所を判断するのは相当ではない。」と国は主張しました。

これに対し判決では、まず住所に関する判例を引用しています。「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべものであると解す

るのが相当である。」(判決文より)

客観的事実によると、香港赴任の通算約3年半にわたる期間中、その約3分の2の日数を香港で過ごしており、約4分の1の日数を日本で過ごしていたことが判明しています。たとえ、贈与税回避を可能にするために香港に出国して、国内の滞在日数を調整していたとして、主観的には贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するわけではないから、香港に生活の本拠たる実体があることを否定することはできない、と判決では結論づけています。

また一方で、今回の贈与税回避スキームが、課税実務上想定されていなかった事態であり、このような方法による贈与税回避を容認することが適当でないのであれば、現状の法解釈では限界があるため、そのような事態に対しては立法によって対処すべきものであるとも判決では述べられています。

判決文の後半の裁判官による補足意見の中で、憲法において課税の要件は法律に定められなければならないと規定されており、この租税法主義の下では課税要件は明確なものでなければならず、これを規定する条文は厳格な解釈が要求されるのであると述べられており、最後に「一般的な法感情の観点からは少なからざる違和感も生じないではないけれども、やむを得ないところである。」と結ばれています。

この租税法主義を貫いた最高裁の判決には、税務行政へのメッセージが込められているのでしょうか。

3. 現在の法律では

贈与税の納税義務者については2000年に改正されており、現在では受贈者が日本国籍を持ち5年以内に国内に住所があれば、国外財産であったとしても贈与税が課税されることとなっています。

4. おわりに

今回の還付金のうち利子にあたる約400億円の還付加算金については、雑所得として課税されます。所得税・住民税合わせて50%の約200億円の税金が課されます。裁判にかかった弁護士費用などは必要経費とは認められないようです。

また、還付金2千億円は今年の税制改正案の相続税基礎控除見直しによる増税試算額(2,355億円)に匹敵する金額です。その巨額さには、圧倒されます。

(担当: 豊山 忠明)